

令和7年度みやきpay事業

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援する事業です。

6月2日(月)午前9時から全町民に

3,500円分の

ポイント付与



加盟店でお会計の際に
カードを出すと
3,500円分の
買い物ができます！

※アプリのみ対応の加盟店ではカードは使えません。
ご注意ください。

- 対象者 令和7年4月1日に本町の住民基本台帳に登録されている方
- 付与内容 対象者1人あたり3,500円分
- ポイント付与日 令和7年6月2日(月)午前9時

※ポイントは、過去に配布したカードに自動的に付与されます。

※令和6年4月1日以降に本町に転入・出生され、カードを交付されて
いない方には5月下旬に、ゆうパックでカードを発送します。

●ポイントの
使用期限

令和8年

1月30日(金)まで

※使用期限を過ぎるとポイントは使えなくなります。
お早めにお使いください。



裏面へ

問い合わせ 産業支援課 電話：0942-96-5545
(みやき町大字市武 1381 三根庁舎3階)

町ホームページ



使用できる店舗

町ホームページに掲載する加盟店一覧をご確認ください。
各庁舎窓口にも加盟店一覧を設置しています。

みやき pay 加盟店一覧

スマートフォン決済を希望される方



ポイントはカードに付与されます。
カードからスマートフォンアプリにポイントを移行してお使いください。
移行方法は町ホームページをご確認ください。

カードを紛失された方

町ホームページに掲載しているカードの再発行方法をご確認ください。
再発行には数日かかりますので、来庁の前に産業支援課へお電話ください。



ご来訪の前に
連絡をお願いします

ポイントの残高確認方法

電話で確認できます。
カードを準備して、産業支援課にお電話ください。加盟店で支払う時にも確認できます。
他の残高確認方法は町ホームページをご確認ください。



カードは捨てないでください。



カードは町の事業で繰り返し使用しますので、ポイント使用・アプリへの移行後も大切に保管してください。

問い合わせ

産業支援課 電話：0942-96-5545
(みやき町大字市武 1381 三根庁舎3階)

町ホームページ

